

各種申請書等の性別欄の取扱いに関する見直し方針

令和2年（2020年）3月

深谷市

1. 「各種申請書等の性別欄の取扱いに関する見直し方針」策定の背景と必要性

男女共同参画社会基本法（平成11年）や性同一性障害者への性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年）が制定され、この頃から性の多様性についての理解や配慮を求める動きが広まりつつある一方で、社会では未だにLGBT等の性的少数者（性的マイノリティ）の方々は日々の生活の中で多くの困難を抱えている。

本市においても、深谷市総合計画において、将来都市像を実現する基本姿勢として「多様性を尊重する」と掲げており、性的少数者の人権を配慮した施策の推進が求められている。

このような状況を踏まえ、私たち職員が多様な性に関して正しい理解を深めるとともに、様々な場面において市民に対して適切に対応していく必要がある。

本指針は、様々な場面での対応が求められている中でも先行して、「各種申請書等の性別欄の取扱い」について、判断基準や記載方法など全庁的に統一した考え方を示し、各種申請書等を整理するため「各種申請書等の性別欄の取扱いに関する見直し方針」を策定するものである。

※なお、本指針における各種申請書等とは、申請書、届出書、申出書など市民等が自ら記入するものとする。（申請等に基づき発行する様式等は含めない）

2. 各種申請書等における性別欄の現状

1) 本市の現状

これまで、本市における各種申請書等の性別欄のあり方については、所管する所属の判断により取り組んできたため、性別欄を設ける場合の判断基準や見直しの進捗状況に差が生じている。このようなことから、2019年12月、本市で取り扱う各種申請書等の性別欄の現状を把握するための全庁調査を実施した。

<調査方法>

- 各課に配置する「人権啓発推進員」を中心に、各課で扱う「性別記載欄のある申請書等」と、性別欄についての「変更する余地の有無」を調査
- 対象：庁内全所属（保育園、幼稚園等は除く）

「各種申請書等の性別欄に関する調査」の結果、本市の現状は下記のとおりである。

区 分	件数
性別記載欄のある申請書等	270件
うち、市で変更する余地がある	141件 (52.2%)
余地がない	129件 (47.8%)

(2019年12月実施)

2) 他市の状況

県内他自治体の「性別記載欄の見直し」の状況については、40市中23市が「見直し実施済」であり、「見直し実施中」の7市に、「見直し予定あり」の5市を加えると、35市(87.5%)で対応済みとなっている。なお、見直しに着手できていないのは、深谷市、秩父市、本庄市、東松山市及び白岡市の5市のみとなっている。また、昨今の社会情勢を踏まえて、未実施の5市においても早急な対応が見込まれている。

<平成31年2月現在(蓮田市調査より)>

3. 性別欄に関する基本的な考え方

本市の申請書等における現状調査結果では、270件の内、141件(52.2%)について、市で変更(削除)する余地があることが分かった。また、県内では40市中35市において、「見直しを実施済み」又は「見直し中(予定あり含む)」との状況であった。

これらを踏まえ、本市においても統一的な方針を定め、見直しを行う必要があると考え、今後、本市における性別欄については、以下のとおり取り扱うものと定める。

**「原則として、法的に義務付けられたものや、
事務の性質上必要であるものを除き、
性別欄は記載しないものとする」**

※法的に義務付けられたものとは、(ア)法律、政令等または県の条例等で定められているもの、
(イ)その他の機関で定められているものをいう。

●「事務の性質上必要であるもの」とは

- (ア) 統計上、収集する必要がある場合
性別による差を施策へ反映させるなど、調査研究やニーズ把握のために必要なとき
- (イ) 医療上、収集する必要がある場合
健診や保健指導など医療サービスの提供に必要なとき
- (ウ) 性別により配慮または対応を区別する必要がある場合
休憩室や更衣室の確保など、性別により対応内容が異なるとき
- (エ) 本人確認のため、収集する必要がある場合
本人確認の手続上、戸籍上の性別情報が必要なとき
- (オ) 男女共同参画推進の観点から、収集する必要があるとき
各種活動に参画する機会の性別による差を改善するために必要なとき
(施策の推進上、) 男女の参画機会の現状を把握するために必要なとき
- (カ) (ア) から (オ) のほか、業務上必要とする明確な理由があり、収集する場合

●性別欄を設ける場合の配慮

性別欄を設ける場合は、自らの性別を記入してもらう自由記載方式や、次のような方式で性的少数者にも配慮するものとする。

例1	性別を○で囲む方式に、自由記載できる欄を設ける	男性 ・ 女性 ・ ()
例2	回答しない選択肢を設ける	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 回答しない

4. 本見直し方針の運用

「2. 各種申請書等における性別欄の現状」の表にある「市で変更する余地がある」141様式については、「3. 性別欄に関する基本的な考え方」に基づき見直しを進める。

また、今後、新たに作成する申請書等については、「3. 性別欄に関する基本的な考え方」により、性別欄の必要性を判断する。

<参考>

「市で変更する余地がある」と判断した様式等の見直し手続きの進め方

区分	見直し方法
① 規則、要綱等の改正の必要がないもの	⇒ 直ちに見直しする。 (必要に応じて内部決裁等を実施)
② 規則や要綱等で定められているもの	⇒ 速やかに規則や要綱の改正を実施する。

※各種改正に伴うシステム等の改修も随時行うものとする。

【参考】

ー性別記載欄の必要性を判断するときのチェックポイントー

No	確認内容	チェックポイント
1	法令等により性別欄が定められている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・条文に性別記載する旨が規定されているか ・法令等で様式が定められているか ・法令等で申請等が義務付けられているが様式の定めがない場合、不要に性別欄を求めているか
2	統計的調査、アンケート等を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・性別による満足度やニーズの差等を確認し、業務に反映するものであるか
3	医療上収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・性別により健康管理、検査等の内容、数値、プログラム等が異なるか
4	性別により配慮または対応を区別する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩室、更衣室、トイレ等、性別により区別が必要か ・サービス内容や事業内容は、性別により配慮が必要か
5	本人確認として収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・性別以外の情報（氏名・住所・生年月日等）で本人確認できないか
6	男女共同参画推進のため収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・深谷市男女共同参画プランにおいて、数値目標等が定められているか ・性別による差を改善するために、収集した情報は業務で利用するものであるか
7	その他上記以外の理由で収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・情報利用可能なシステム等ですでに性別情報を保有していないか ・他自治体等との共有システム利用の場合、更新や改修時に性別情報収集の必要性を協議できるか ・法令等で定められた様式ではないが、他団体等が作成した様式で性別記載を求めている場合など、必要性について協議できるか

【2020年3月方針策定】